

C F T ニュース & 息抜き（1月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 年頭のご挨拶

鈴木修平 全日本コーヒー公正取引協議会 会長

明けましておめでとうございます。2024年の年頭に当たり心より新年のお慶びを申し上げます。

コロナはほぼ終息し、インバウンド需要が活発化する中で、新しい年を迎えることとなりました。

ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナでの紛争など地政学的問題が世界を覆い、重苦しい雰囲気の中にあることは否めません。南シナ海、台湾、東シナ海、朝鮮半島と日本周辺も状況は明るいものではありません。

とはいえ、我が国の企業業績は過去最高水準と言われ、インバウンド消費の好調を示すように新幹線は満席に近く、ホテルなどの宿泊施設の予約も取りにくくなっています。日本経済全体としては新たな年も好調に推移するのではないかとみられます。業務用コーヒー需要はインバウンドを追い風にし、かなり好調と聞いています。

コーヒー公取協の周辺事情は、景品表示法関係は商品広告でありながら消費者に商品広告ではないように巧妙に宣伝を行うステルスマーケティング規制が告示で定められました。ネット販売などは十分注意する必要があると考えます。食品表示法に基づく食品表示基準の見直しは、基本は表示の国際化（Codex規格準拠）志向ですが、作業は遅れ気味で2024年に本格化するとみられます。食品表示基準が改定されれば、コーヒー公正競争規約の見直しも必要になります。

会員からのコーヒー公正取引協議会への問い合わせは、インフューズドコーヒーに係るものが目立つようになり、これをコーヒー公正競争規約の中でどう位置付けるかが課題と考えています。

麦、大豆、柿の種などコーヒーを原料としないものを、コーヒー名称で販売した

いという相談も目立ちます。地域おこしや需要の伸びない農産物を、コーヒー名称を冠することにより販売増を目指そうというものですが、国際コーヒー協定では「コーヒーでないものをコーヒー名称で販売しない」よう求めています。SDGsの観点からも、コーヒーでないものをコーヒーとするのは避けるべきです。

本年も、コーヒー公正取引協議会は、正確な表示や情報提供に努める所存です。関係各位のご支援とご協力をお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。

2. 2023年度研修会のご案内

2023年に問合せのあった質問に対する回答を中心に研修会を以下の日程で行います。参加資格は全日本コーヒー公正取引協議会会員社の方々です。研修会参加希望の方は、企業名及び氏名を全日本コーヒー公正取引協議会に登録をお願いします。研修会資料は当日会場にて配布いたします。

(1) 東京会場

KKR ホテル東京 3月4日（月）13時30分～15時 孔雀の間
〒 100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1
電話 03-3287-2921

(2) 名古屋会場

名古屋ガーデンパレス 3月6日（水）13時30分～15時
〒 460-0003 名古屋市中区錦三丁目11番13号
電話 052-957-1022

(3) 大阪会場

KKR ホテル大阪 3月7日（木）13時30分～15時
〒 540-0007 大阪市中央区馬場町2-24
電話 06-6941-1122

3. 2023年12月の気になる問合せ

(1) 当社は米国にスペシャルティコーヒーを使用したドリップバッグコーヒーを輸出している。この度、日本でも販売することとし保健所に相談したところ、「プレミアム表示」が問題になる可能性があるので、コーヒー公正取引協議会に聞くように言われ、電話した。米国で問題にならない「プレミアム表示」が日本でなぜ問題になるのか教えて欲しい。既に包材は印刷済みで困っている。

⇒ 日本には消費者保護を目的とする景品表示法があり、プレミアムとか最高級などの表示については消費者を優良誤認させるのではないかと、この観点から望ましい表示とされません。

御社が販売されるドリップバッグにプレミアムと記載されているなら、プレミアムとする根拠を示せるようにしなければなりません。焙煎豆がスペシャルティコーヒーだから「プレミアム」とした、では認められないでしょう。加えて、小さなコーヒー農園のコーヒーだから希少性がありスペシャルティコーヒーとするというのは理解できません。

いずれにしても、米国で認められるから日本でも同様に表示したいというのは無理。日本で販売する場合は日本のルールでお願いします。

(2) 2点質問がある。①コーヒーに生産国表示は必要か。②社内でグラム表示について、現在、100_gと表示しているが、メガネのような文字の「g」がかわいいという意見があり、これを使用した場合、問題はあるか、教えて欲しい。

⇒ ①について

原料コーヒー豆の生産国表示は食品表示基準で定められています。食品表示基準は条件をクリアした場合、例外的に「輸入」や「又は」とする表示も認めていますが、コーヒー公取協会員社にはコーヒー生産国名の表示をお願いしています。

②について

計量法の経済産業省令の計量単位規則（計算省令第80号）では第2条の別表第2において「g」を例示していますので、この表示をお奨めします。

計量法第7条は法定計量単位の記号において「標準となるべきもの」を規定しており、具体的な単位記号は計量単位規則別表第2に定めてお

ります。この条文はあくまで「標準となるべきもの」を規定しているため、これ以外の表記が認められないものではありません。

なお、標準となるべき記号についてはフォントに関する規定はありませんので、グラムを表す単位記号としては、いわゆるメガネの様に記載した「g」であつても標準となるべき記号の中に含まれるものであると考えます。

(参考)

計量単位規則（抜粋）

第二条 法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの

計量単位規則 別表第2（第2条関係：抜粋）

対象の状態の量	計量単位	記号
質量	キログラム	kg
	グラム	g
	トン	t